

**アットホーム福岡
介護予防短期入所生活介護 料金表**

当ホームは、「併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護」のサービス事業者として、福岡県から指定を受けて介護サービスを提供します。介護保険自己負担金は介護保険法ほか関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用いたします。

令和7年10月1日現在のご利用料金につきましては、下記の通りとなっておりますが、今後も当施設の施設基準によって、若干の変更がある可能性もございます。

●1割負担の場合

(単位:円)

要介護度	要支援1	要支援2
①併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護 I(1日)	558	692
②サービス提供体制強化加算 I(1日)	24	
③機能訓練体制加算(1日)	13	
④生活機能向上連携加算(1月) ※適用時のみ	211	
⑤若年性認知症受入加算 ※適用時のみ	127	
⑦認知症行動・心理症状緊急対応加算 ※適用時のみ	211	
⑧療養食加算(1食) ※適用時のみ	9	
⑨送迎加算(片道)(1回) ※送迎時のみ	195	
⑩介護職員処遇改善加算 I(1日)	84	103
食費 (1日)	第1段階 300	
	第2段階 600	
	第3段階① 1,000	
	第3段階② 1,300	
	第4段階 1,650	
居住費 (1日)	第1段階 880	
	第2段階 880	
	第3段階①② 1,370	
	第4段階 2,066	

※上記①～③・⑩⑪の加算適用時の合計

合計金額 (1日)	第1段階 1,859	2,012
	第2段階 2,159	2,312
	第3段階① 3,049	3,202
	第3段階② 3,349	3,502
	第4段階 4,395	4,548

【特定入所者介護サービス費(食費と居住費)の減額対象者】

第1段階	・生活保護、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で合計所得十年金収入額が80万円以下
第3段階①	・世帯全員が市民税非課税で合計所得十年金収入額が80万円超120万円以下
第3段階②	・世帯全員が市民税非課税で合計所得十年金収入額が120万円を超える方
第4段階	・課税世帯で、第2・第3段階に属さない方

▼その他、実費負担として必要になる費用

理美容代、レクリエーション材料費、日用品費、医療費(医療保険適用)

**アットホーム福岡
介護予防短期入所生活介護 料金表**

当ホームは、「併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護」のサービス事業者として、福岡県から指定を受けて介護サービスを提供します。介護保険自己負担金は介護保険法ほか関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用いたします。

令和7年10月1日現在のご利用料金につきましては、下記の通りとなっておりますが、今後も当施設の施設基準によって、若干の変更がある可能性もございます。

●2割負担の場合

(単位:円)

要介護度	要支援1	要支援2
①併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護 I(1日)	1116	1384
②サービス提供体制強化加算 I(1日)	47	
③機能訓練体制加算(1日)	26	
④生活機能向上連携加算(1月) ※適用時のみ	422	
⑤若年性認知症受入加算 ※適用時のみ	254	
⑦認知症行動・心理症状緊急対応加算 ※適用時のみ	422	
⑧療養食加算(1食) ※適用時のみ	17	
⑨送迎加算(片道)(1回) ※送迎時のみ	389	
⑩介護職員処遇改善加算 I(1日)	167	205
食費 (1日)	第1段階	300
	第2段階	600
	第3段階①	1,000
	第3段階②	1,300
	第4段階	1,650
居住費 (1日)	第1段階	880
	第2段階	880
	第3段階①②	1,370
	第4段階	2,066

※上記①～③-⑩⑪の加算適用時の合計

合計金額 (1日)	第1段階	2,536	2,842
	第2段階	2,836	3,142
	第3段階①	3,726	4,032
	第3段階②	4,026	4,332
	第4段階	5,072	5,378

【特定入所者介護サービス費(食費と居住費)の減額対象者】

第1段階	・生活保護、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で合計所得十年金収入額が80万円以下
第3段階①	・世帯全員が市民税非課税で合計所得十年金収入額が80万円超120万円以下
第3段階②	・世帯全員が市民税非課税で合計所得十年金収入額が120万円を超える方
第4段階	・課税世帯で、第2・第3段階に属さない方

▼その他、実費負担として必要になる費用

理美容代、レクリエーション材料費、日用品費、医療費(医療保険適用)

**アットホーム福岡
介護予防短期入所生活介護 料金表**

当ホームは、「併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護」のサービス事業者として、福岡県から指定を受けて介護サービスを提供します。介護保険自己負担金は介護保険法ほか関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用いたします。

令和7年10月1日現在のご利用料金につきましては、下記の通りとなっておりますが、今後も当施設の施設基準によって、若干の変更がある可能性もございます。

●3割負担の場合

(単位:円)

要介護度	要支援1	要支援2
①併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護 I(1日)	1674	2076
②サービス提供体制強化加算 I(1日)	70	
③機能訓練体制加算(1日)	38	
④生活機能向上連携加算(1月) ※適用時のみ	633	
⑤若年性認知症受入加算 ※適用時のみ	380	
⑦認知症行動・心理症状緊急対応加算 ※適用時のみ	633	
⑧療養食加算(1食) ※適用時のみ	26	
⑨送迎加算(片道)(1回) ※送迎時のみ	583	
⑩介護職員処遇改善加算 I(1日)	250	307
食費 (1日)	第1段階 第2段階 第3段階① 第3段階② 第4段階	300 600 1,000 1,300 1,650
居住費 (1日)	第1段階 第2段階 第3段階①② 第4段階	880 880 1,370 2,066

※上記①～③-⑩⑪の加算適用時の合計

合計金額 (1日)	第1段階	3,212	3,671
	第2段階	3,512	3,971
	第3段階①	4,402	4,861
	第3段階②	4,702	5,161
	第4段階	5,748	6,207

【特定入所者介護サービス費(食費と居住費)の減額対象者】

第1段階	・生活保護、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で合計所得十年金収入額が80万円以下
第3段階①	・世帯全員が市民税非課税で合計所得十年金収入額が80万円超120万円以下
第3段階②	・世帯全員が市民税非課税で合計所得十年金収入額が120万円を超える方
第4段階	・課税世帯で、第2・第3段階に属さない方

▼その他、実費負担として必要になる費用

理美容代、レクリエーション材料費、日用品費、医療費(医療保険適用)